○農林水産省告示第千四百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　三重県熊野市紀和町丸山字野仲二六四の一、紀和町大栗須字大坪七六七、七六八、七六九、七七一、七七二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　三重県南牟婁郡御浜町大字中立字カゝズロ一九四五、一九五一、一九五二、一九五九、一九六〇、一九六四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び御浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　三重県北牟婁郡紀北町海山区小浦字小籠一一四、一一四の一〇、一一四の一二、一一五、字坂ノ谷九四の二、九四の三、九八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小籠一一四・一一四の一〇・一一四の一二・一一五・字坂ノ谷九四の二・九四の三・九八（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、保安林の指定をする。

平成二十二年九月六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　熊本県八代市泉町栗木字向迫三一三九、三一四〇の一、三一四〇の三、三一四〇の二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字向迫三一四〇の一・三一四〇の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡小国町大字北里字馬込一三〇八の七の八、一三〇八の七の九、一三〇八の七の一一、字三貫**塚**一三〇八の六の一〇・字馬込一三〇八の七の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字三貫**塚**一三〇八の六の一〇、字馬込一三〇八の七の七、一三〇八の七の一一、一三〇八の七の八・一三〇八の七の九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡小国町大字上田字山内河野四五八三の一、四五八三の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山内河野四五八三の一・四五八三の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町安部字山木谷一〇七九、一〇八五、一〇九二から一〇九四まで、字脇一一〇一、一一〇二、一一〇五

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山木谷一〇七九・字脇一一〇二・一一〇五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）